

指定短期入所生活介護 運営規程

社会福祉法人 えびえ四季会

特別養護老人ホーム グリーン野田

指定短期入所生活介護事業 運営規程

社会福祉法人えびえ四季会

特別養護老人ホームグリーン野田

(総 則)

第1条 この規定は、社会福祉法人 えびえ四季会が開設する、指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」と

いう。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員または看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が適正な指定短期入所生活介護サービスサービスを提供することを目的とする。

(目的・方針)

第2条 事業所の職員は要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

- 2 事業所の運営にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所、又は地域関係団体、ご家族との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に両サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム グリーン野田
- (2) 所在地 大阪市福島区海老江2丁目1番36号

(職員の区分及び定数)

第4条 指定短期入所生活介護従業者として次の職員を置く。但し併設する介護老人福祉施設職員と兼務する。

- | | |
|------------|-----|
| 1. 施設長 | 1名 |
| 2. 事務長 | 1名 |
| 3. 医師 | 1名 |
| 4. 生活相談員 | 2名 |
| 5. 介護支援専門員 | 1名 |
| 6. 介護主任 | 1名 |
| 7. 介護職員 | 37名 |

8. 看護職員	3名
9. 機能訓練指導員	2名
10. 管理栄養士	1名
11. 事務職員	2名
12. その他職員	若干名

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次の各号による。

- 1) 施設長
指定短期入所生活介護事業の運営管理全般と所属職員の指揮管理
 - 2) 事務長
施設長の補佐並びに事務部門の総括
 - 3) 医師
利用者の診療、保健指導
 - 4) 生活相談員
利用者の入・退所、生活相談及び援助その他利用者の処遇向上を目的とした業務
 - 5) 介護支援専門員
ケアプランの作成を含め、施設利用者の介護支援に関する業務
 - 6) 介護主任
介護現場における職員の指導、業務の調整
 - 7) 介護職員
利用者の介護、生活援助等、直接日常生活の維持向上をはかる業務
 - 8) 看護職員
医師の指示による利用者の保健指導等及び診療補助並びに介護業務
 - 9) 栄養士
入所者の嗜好と栄養に合致し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食の指導
 - 10) 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
 - 11) 事務職員
庶務、厚生、経理事務、並びに前号各職務内容に属しない総務業務
 - 12) その他の中員
法令、その他の基準に定められたもの以外の臨時の業務で施設長が決めた職務
- 2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(利用者の定員)

第6条 当事業所の利用者の定員は16名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(事業所の処遇方針)

第7条 施設は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして、サービスの提供を行う。

- 2 サービスの提供は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 3 サービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 4 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、わかりやすく説明する。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(身体拘束を行う場合の手続き)

第8条 施設はサービス提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束検討委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 入所者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(指定短期入所生活介護の内容)

第9条 指定短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

(1) 食事の提供

利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供するよう努力する。食事時間は次の通りとする。

朝 食	8時 より
昼 食	12時 より
夕 食	18時 より

2. 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(2) 入浴

1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

入浴日は毎週 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 とする。

(3) 排泄

利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。また、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に定時及び随時取り替える。

(4) その他の日常生活上の介護

施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。又利用者の負担により、当施設の職員以外のものによる介護を受けさせない。

(5) 機能訓練

利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営む

のに必要な機能を回復し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。

(6) 健康管理

事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(7) 送迎

通常の送迎の実施地域は、福島区・此花区・西淀川区とする。

(8) 教養・娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

(9) 相談・援助等

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(指定短期入所生活介護の利用料その他費用)

第10条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護サービスについて介護保険法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。

(1) 食事の提供に要する費用	1,445円/日
(2) 居住に要する費用 従来型個室	1,231円/日
多床室	915円/日
(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。 実費(別途消費税要)	
(4) テレビ電気代	10円/日
(5) 電気アンカ電気代	14円/日
(6) 電気毛布電気代	17円/日
(7) コピーディス	20円/枚
(8) 指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実費	
(9) 通常の実施地域を超える場合の送迎料。 実費 (ガソリン代、高速代等)	
- 4 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額・利用料金の変更)

第11条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

- 2 第10条第1項・第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。
- 3 第10条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとする。
- 4 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとする。

(保険給付等のための証明書交付)

第12条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第13条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービス内容等記載した指定短期入所生活介護計画を作成する。

(サービス提供記録の記載)

第14条 指定短期入所生活介護を提供した額は、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該短期入所生活介護について、保険給付の額その他必要な記録を利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(事業所の利用にあたって留意事項)

第15条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第16条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、他のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得る。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

(重要事項の掲示)

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、他のサービスの選択に

必要な重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第20条 指定短期入所生活介護の職員及び職員であった者は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第21条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第23条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第24条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける為の窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した指定短期入所生活介護に關し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(会計の区分)

第25条 事業所は、指定短期入所生活介護の事業会計と、その他の会計を区分する。

(記録の整備)

第26条 事業所は、従業者、設備備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(緊急時における対応方法)

第27条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに家族への連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第28条 指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成22年5月22日から改定、施行する。

この規程は、平成27年8月1日から改定、施行する。

この規程は、令和7年4月1日から改定、施行する。